

議案第102号

春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例の制定について

春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例を別紙記載のとおり制定する。

平成19年11月26日提出

春日部市長 石 川 良 三

提案理由

暴力団等の公共施設の使用を制限することにより、市民生活の安定と福祉の増進を図るため、条例を制定したく提案いたします。

## 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、市民生活の安定と福祉の増進のため、社会公共の利益に反することとなる暴力団等の公共施設の使用を制限することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 法第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (2) 公共施設 別表に掲げる条例及び規則で規定する施設をいう。

### (使用の制限)

第3条 公共施設の管理者（以下「管理者」という。）は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。

2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。

### (警察との連携)

第4条 管理者は、前条に規定する使用の制限を行うに当たっては、警察と連携して対応するものとする。

### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

- 春日部市集会所条例（平成17年条例第24号）  
春日部市春日部コミュニティセンター条例（平成17年条例第25号）  
春日部市庄和コミュニティセンター条例（平成17年条例第26号）  
春日部市男女共同参画推進センター条例（平成17年条例第27号）  
春日部市庁舎管理規則（平成17年規則第131号）  
春日部市総合福祉センター条例（平成17年条例第86号）  
春日部市勤労者会館条例（平成17年条例第87号）  
春日部市庄和勤労福祉センター条例（平成17年条例第88号）  
春日部市児童館条例（平成17年条例第95号）  
春日部市子育て支援センター条例（平成18年条例第3号）  
春日部市高齢者福祉センター条例（平成17年条例第101号）  
春日部市憩いの家条例（平成17年条例第102号）  
春日部市高齢者憩いの家条例（平成17年条例第103号）  
春日部市健康福祉センター条例（平成17年条例第109号）  
春日部市商工振興センター条例（平成17年条例第129号）  
春日部市道の駅「庄和」条例（平成17年条例第130号）  
春日部市大風会館条例（平成17年条例第131号）  
春日部市都市公園条例（平成17年条例第150号）  
春日部市教育センター条例（平成17年条例第170号）  
春日部市立学校設置条例（平成17年条例第176号）  
春日部市公民館条例（平成17年条例第180号）  
春日部市視聴覚センター条例（平成17年条例第185号）  
春日部市立体育施設条例（平成17年条例第190号）  
春日部市立学校夜間照明施設条例（平成17年条例第191号）  
春日部市民文化会館条例（平成17年条例第193号）